

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 森林 総合 利用 促進	森林の多面的利用を促進し、農山村地域の活性化と地域林業の振興を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内) <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 うち機械 3/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 うち機械 1/3以内) <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000～20,000千円 (4/10以内) ・中山間地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内) 	<p>ア 森林活用促進 森林公園及び山村や都市の住民が憩う森林の多様な活用を促進するために必要な施設等の整備</p> <p>イ 森林学習施設等整備 森林の教育・文化機能の向上を図るために必要な森林学習施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・林業者等の組織する団体 ・森林組合 ・新潟県森林組合連合会 ・生産森林組合

採択基準
<ol style="list-style-type: none"> 1 森林の有する多面的機能の発揮が図られるものであること。 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。 その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。 3 公共の用に供されるものであること。